

令和 3 年第 9 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 9 月 8 日（水）
午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 20 分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7 階会議室
3. 出席委員（農業委員 13 名）※新型コロナ対策のため農業委員のみ参集
 - 1 番 中田 安義 2 番 木浦 紀幸 3 番 神鳥 正貴
 - 4 番 中山 誠治 5 番 岡 真由美 6 番 古川 憲吾
 - 8 番 梶原 安行 9 番 是佐 恵美子 10 番 山田 政則
 - 11 番 河井 孝之 12 番 岩木 國明 13 番 沖村 弓枝
 - 14 番 河野 義刀
4. 欠席委員（1 名）
 - 7 番 宮本 孝博
5. 議事録署名委員
 - 3 番 神鳥 正貴 4 番 中山 誠治
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者
 - 農業委員会事務局長 河内 光也
 - 係 長 比良 大助
 - 主任主事 武田 枝梨加
 - （佐伯支所） 主任専門員 西田 昭子
 - （吉和支所） 主任主事 平井 翔太
 - （大野支所） 主任主事 奥田 規之
 - （宮島支所） 主任主事 平岡 滋
8. 会議に諮った議題
 - 《審議事項》
 - (1) 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について（利用権賃借）
 - (2) 議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について（農地中間管理事業）
 - (3) 議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用
配分計画について
 - (4) 議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第 42 号 非農地証明交付申請について
 - (6) 議案第 43 号 廿日市市の農業・農村政策に対する提案書について
 - (7) 議案第 44 号 農地法に基づく処分に係る審査基準等（案）について
 - 《報告事項》
 - (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 3 年第 9 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、出席委員 13 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりまして、3 番の神鳥委員さん、4 番の中山委員さんのご両名をお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページに内訳、位置図は 1 ページになります。 番号 45 番、69 番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 45 番、69 番、農地の所在地は、浅原字向井、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 4 筆の 3, 869 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 13 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 古川委員さん、よろしくお願いいたします。
6 番委員	それでは、6 番古川です。4 5 番と 6 9 番、これにつきましては利用権の設定を受ける者が同一人であるために、一括して報告をさせていただきます。2 件ともですが、安井推進委員と事務局 2 名とで現地の確認をいたしております。位置図につきましては、1 ページをご覧くださいと思います。地図を見ていただきますと、真ん中頃に市野集会所というのがございまして、この地区が浅原の市野という地区でございます。6 月総会以降、6 月、7 月、それで今回の 3 回に分けてご報告を申し上げている分の一部ということになるかと思います。ナンバー 4 5 の〇〇さんですけれども、高齢のために、また 6 9 番の〇〇さんにつきましては仕事の関係により耕作が不可能となりまして、もう七、八年前から休耕状態という田んぼ、水田でございます。この市野地区の休耕田を一括して、吉和をベースに農業されています〇〇さん、この方に集積して耕作放棄地を解消しようという取組に賛同をいただいたものですが、農地の状況からして、今年度の作付には間に合わなかったということです。来年度の水稲、これの植付を目指して準備することになったものでございまして、何ら問題はないかと思います。今回の事案で当初から予定しておりました今年度のこの市野地区での集積を完了ということにさせていただきます。最初から、今年度が 2. 5 ヘクタール余りの集積を完了をしたということでございます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。これについては、地元市野の圃場整備跡地が崩壊しかけているということで、いろいろ地域もご苦労されていますが、この説明にもありましたように、古川委員さんと安井委員さんがご尽力されまして、今回の総会 3 回目になるのでしょうか、農地の回復を、また農業の振興に寄与されるということだろうと思います。これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。 議案第 3 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 3 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をいたし

	ます。 続きまして、議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の農地中間管理事業について、議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について議案としますが、この 2 件につきまして、議席番号 1 番の中田委員さんが関わられる案件でございますので、中田委員さんのご退席をお願いをいたします。 ＝ 中田委員 退席 ＝
議長	それでは、事務局から議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の農地中間管理事業について説明をお願いをいたします。
事務局	議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の農地中間管理事業について説明させていただきます。 これにつきましては、吉和の熊崎、田中原地区において、農地の出し手から機構が農地を借り受ける案件で、農地の受け手である法人よしわに貸し付ける予定です。 議案書は 4 ページに総括表、5 ページ・6 ページに内訳、位置図は 2 ページ・3 ページになります。 番号 62 番から 66 番の 5 件について、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和字宮前小路、市垣内、土居小路、熊崎大で、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 8 筆の 1 万 4,924 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 8 年 12 月 31 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の農地中間管理事業について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。 岡委員さん、お願いします。
5 番委員	5 番の岡です。番号 62 番から 66 番について説明いたします。9 月 2 日、中田委員、倉本推進委員、事務局 2 名と一緒に現地を確認しております。先ほど事務局が言われたとおりでありまして、利用権の設定は一旦、〇〇が受けられまして、〇〇が作付されるものです。再設定でもありますし、何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ただいま説明がございました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の農地中間管理事業について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の中間管理事業について承認することといたします。 続きまして、議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について議案といたします。 事務局から引き続き説明をお願いします。
事務局	議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について説明させていただきます。 これにつきましては、先ほどの議案第 39 号の農地中間管理事業の農地を機構から今度は法人よしわに転貸する案件です。 議案書は 7 ページに総括表、8 ページに内訳、位置図は 2 ページ・3 ページになります。 番号 67 番、68 番について、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和字市垣内、宮前小路、土居小路、熊崎大で、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 8 筆の 1 万 4,924 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 8 年 12 月 31 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 岡委員さん、お願いします。
5 番委員	5 番の岡です。67 番、68 番について説明いたします。9 月

	2日、中田委員、倉本推進委員、私、事務局2名とで現地を確認しております。事務局の言われたとおりで、〇〇から〇〇へ貸し付けられるものです。こちらも再設定となっておりますので、何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	39と関連するわけですが、この〇〇が受けられるということでございます。 これにつきまして、ご意見等があればお願いします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画について承認することに決定をいたします。 中田委員さん、お戻りください。 ＝中田委員 復席＝
議長	続きまして、議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は9ページに総括表、10ページ・11ページに内訳、位置図は4ページから6ページになります。 番号219番、農地の所在地は、玖島字三次山の第2種農地で、登記地目は山林、面積は2筆の4,850平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、木材置場として利用するための申請です。 この申請につきましては、転用面積が30アール以上のため、本総会で承認された場合、一般社団法人広島県農業会議がこの9月17日に開催する第6回常設審議委員会で諮問する予定となっております。 次に番号225番、農地の所在地は、峠字土居の第2種農地で、登記地目は田、面積は4筆の2,949平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、体育館として利用

	するための申請ですが、一部農地に倉庫が建設されているため始末書が提出されております。 次に番号２２６番と２２７番は譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号２２６番、２２７番、農地の所在地は、吉和字半坂和田、半坂の第２種農地で、登記地目は田、面積は７筆の９８４．０５平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場及び駐車場として利用するための申請ですが、既に資材置場及び駐車場として利用しているため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４１号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 ２１９番、梶原委員さん、２２５番、河井委員さん、２２６と２２７を岡委員さん、よろしくお願いいたします。
８番委員	８番の梶原です。番号２１９番について報告いたします。 ８月１７日に清水推進委員と私と事務局とで現地の確認に行っ てまいりました。これは、位置図の４ページですが、これを見 てもらおうとなかなか位置図として分かりにくいと思いますが、こ こは、県道白砂玖島線とって、大町地区をって湯来の鹿道地 区というところに抜ける県道でございまして、この申請地は以前 ありましたソーラーでの大きな発電所ができております。その 西側、それから申請地の南東には中電の大きな変電所があるとい うところでして、この申請地は〇〇さん所有ですが、〇〇さんも、 ここを畑として活用されてからもう既に何十年というような期 間がたっております。ここは登記簿では地目が山林ということに なっておりますが、今、ここでサツマイモの栽培をずっと続けて きておられ、畑として活用されておりまして、農地台帳に登録さ れておりますので、現況が畑ということで今回申請になったわけ でございまして。長年努力されて、山の土が非常にいい畑として、 良い状態の土になっておりまして、私たちが確認に行きましたと きも、もう既にイノシシが入って、イノシシの運動場のような になっておりました。そうして見ると、この土を持ち帰り客土すれ ばいいなという状態で、他に転用するというのは惜しい状態でござ いましてけれども、今回こういう申請になっております。周りは 既に全て山でございまして、何ら周辺に対しての影響もないよう に思います。申請どおりということで、審議のほどよろしくお願

	いたします。
1 1 番委員	1 1 番の河井です。農地法の第 5 条、2 2 5 番の申請について説明をいたします。8 月 1 7 日に、三田委員、事務局 2 名と現地確認をしております。場所は地図の 5 ページで、友和小学校がありますけれど、そのちょうど反対側の山沿いになります。この申請は、書類にも書いてありますように、東京の不動産会社と地主の廿日市市の〇〇さんとの所有権を移転をする申請です。この農地、約 2, 9 0 0 平米は、約 6 メートルぐらいの高台にあります。それで下に農地が広がっている状況です。この設備の汚水は、近くに公共の下水道が来ていますので、これを流すように工事をするそうです。下の農地には、日陰や汚水が農地に流れるようなことはありません。また地元の反対もないそうです。周りの農地としての問題はないものと思います。始末書が提出されておりますが、この農地を管理するために、トラクター、草刈り等を保管するため、何も作付された様子はないのですが、地元に迷惑がかかるということで耕しておられました。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。
5 番委員	5 番の岡です。番号 2 2 6 番、2 2 7 番について説明いたします。地図は 6 ページとなります。9 月 2 日、中田委員、倉本推進委員、私、事務局 2 名とで現地を確認しております。顛末書が出ていとおおり、倉本さんのお話によると、倉本さんが吉和に来られた頃にはもう埋め立てであったような気がするとお話もされております。何年もたっておりますし、現地を見たところ、周辺の田んぼにも影響することはないと見ますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。説明が今、3 件ほどありましたけれども、この 3 件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。 議案第 4 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 4 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に

事務局	よる許可申請について許可することに決定をいたします。 今の議案については、県の農業会議の常設委員会へ上がるということでございます。 続きまして、議案第４２号 非農地証明交付申請について議案といたします。 事務局から説明をお願いします。 議案第４２号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は１２ページ、位置図は７ページ・８ページになります。 事前に配布しております現地確認写真が添付されている議案第４２号資料①も併せてご覧ください。 番号２１８番、農地の所在地は、地御前字大神、登記地目は畑で、面積は１筆の３３３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 次に番号２２２番、農地の所在地は、地御前字大神、登記地目は畑で、面積は１筆で６４４平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 次に番号２２４番、農地の所在地は、地御前字大神、登記地目は畑で、面積は１筆で６．６１平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第４２号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。
４番委員	４番の中山です。８月１９日、事務局、岩本委員、私と現地調査をしました。位置図は７ページです。ここは、２１８いうのがありますけど、ここは〇〇というのがトラックターミナルの造成で、今回の２１８、２２２のところの下も、現状は造成をされております。近くに川があるのですけれど、あそこに土砂が流れないようにということで、事務局にもお願いしましたが、盛土をしていますので、懸念としてはそこが問題ではないかなと思います。工事をするときは、プールに大きな穴を開けてそこへ土砂やら水が入るようにということは一応お願いしております。 現状、この非農地ですけど、別表にもありますが、もう何十年も作っているような様子ではございませんので、現状はもう非農

	地で認めていただきたいと思います。審議のほうよろしく願いいたします。
議長	それやこれについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	よろしいでしょうか。 ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第４２号 非農地証明交付申請について非農地である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４２号 非農地証明交付申請について非農地である旨を証明することに決定をいたしました。 議案第４３号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について議案とします。 この案件については、前回の総会から継続審議となっております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第４３号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について説明させていただきます。 議案書は１３ページですが、事前に配付しておりますＡ４のホチキス留めの廿日市市の農業・農村施策に対する提案書をご覧ください。 この案件につきましては、前回の総会からの継続審議の案件でございます。前回の８月総会の際の提案書から、農業生産基盤整備を付け加えて修正させていただいております。改めまして、また、読み上げさせていただきます。 ページをめくっていただき、１番、「担い手の育成・確保と遊休農地の発生防止・解消について」です。 高齢農家の増加や担い手不足等に伴い、農地の有効利用の停滞や遊休農地の拡大が懸念される中、本市の農業を支える担い手の育成・確保は、非常に重要な課題となっております。また、本市の農業振興地域は、耕作条件の不利な中山間地域にあり、限界集落も発生している地区もあります。 現在、ＪＡ佐伯中央と連携して取り組んでいる新規農業経営者育成事業は、一定の効果を示していますが、新規就農者がより安定した経営と営農定着が図られる取組が必要であります。こうした新たな担い手に対しても、管理されていない遊休農地でなく、優良農地を確保した上で集約する必要があります。 こうした中、本市における遊休農地は増加しており、中でも中

山間地域で耕作を放棄された農地が多く目立っており、さらに荒廃化が進むと、守るべき農地に影響を及ぼすことになります。

遊休農地の発生につながっている要因として、農地を相続した方が地元に住居していない不在の地主の増加も見受けられます。

農業委員会においては、農地パトロールや農地利用状況調査、意向調査などを実施し、地域の実情に即した遊休農地対策を講じていますが、遊休農地の発生を防ぐことは難しくなっております。

このことから、地域農業の担い手の育成・確保を図り、遊休農地の発生防止・解消につながるため、次のことを提案します。

- (1) 支援窓口の周知、各種支援制度の創設を図ること。
- (2) 関係機関との連携強化による営農計画策定から栽培技術、販売先開拓に至るトータル的かつ継続的な個別指導援助の実施を図ること。
- (3) 収穫した作物の直売所や買取り業などの指導・援助を行うこと。
- (4) 農業委員会が把握している利用意向調査情報の共有化により、優良農地の営農が円滑に行われるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員と緊密な連携体制を構築すること。
- (5) 遊休農地を地域で解消し、担い手への集積や景観作物などの取組を促進する市単独補助の仕組みを構築すること。
- (6) 新たな受託機関の創設、地域等の奨励金の交付など、新たな体制を構築すること。

2の「有害鳥獣対策、さらなる拡充について」です。

令和2年度において、予算の増額など有害鳥獣被害防止の対策に積極的に取り組まれていますが、被害は依然として多く発生しており、特にイノシシやサルによる被害は年を追うごとに深刻さを増しています。そして、有害鳥獣が市街地に出没し、市民生活を脅かす事例も発生しております。

また、収穫直前の農作物が有害鳥獣の被害に遭うことは、経済的な損失だけでなく、農業従事者の生活、農業収入をも脅かし、耕作意欲を失うことにつながります。こうした耕作意欲を失うことは、やがて耕作放棄地となり、新たな有害鳥獣の住みかにもなりかねず、異常気象の際に、本来の農地が持つ多面的な機能を果たすことができず、災害の発生につながる可能性も否定できません。

このような状況は、有害鳥獣の行動範囲の拡大や狩猟者の高齢化や減少により、捕獲などの防止策がままならず、また自ら防止策を実施している農業従事者自身の高齢化などにより、設置費用等で大きな負担となっています。

令和2年度において、イノシシなどの有害鳥獣の肉をジビエや加工品として再資源化するための協議について予算化を実現しましたが、現在の状況を考慮すると、早期に加工処理施設の整備が必要であると考えます。

併せて有害鳥獣の数を削減する直接的な対策を強化するため、

狩猟者の育成や増員、並びに捕獲意欲の向上につながる支援の強化を図る必要があると考えます。

よって、有害鳥獣対策において、農業従事者等が自ら防除することが限界にきていることから、市においてもさらなる施策の充実を図るべく、次のことを提案します。

- (1) 箱わな、防止策等の設置や管理に必要な各種補助制度のさらなる充実、拡充を図ること。
- (2) 有害鳥獣による被害が急激に増加していることから、捕獲おりの数を増量すること。
- (3) 狩猟者の育成・確保、意欲向上のため、環境の整備や支援の強化を図ること。
- (4) 捕獲した有害鳥獣をジビエとして有効活用するための加工処理施設の方向性を早期に協議すること。
- (5) カラス、カワウなどの新たな被害が発生していることから、新たな対応を図ること。

続いて、3の「農業生産基盤等の整備について」です。

農業従事者の高齢化や担い手不足により、農業生産基盤等の整備、保全が進まず、農業生産において機能低下が懸念されています。農業従事者が効率的な営農活動を継続的かつ積極的に行うためには、農地や附随する生産基盤の整備、保全が必要不可欠となっています。

そして近年、頻発する大雨災害等により、農業用設備、農道・水路等が破損し、本来の機能を失った農業用設備も多く存在しています。

また、中山間地域における圃場整備事業から数十年が経過し、国からの補助金を活用しながら、地元において農業設備等を適宜補修修繕しながら営農していますが、老朽化による機能低下は免れない状況となっております。

このように破損した農業用設備の補修や改修を地元や個人で負担することが年々難しく、限界が近づいており、営農活動への意欲低下の一因にもなっています。

また、これまで地域の農業従事者が集まり、農道の草刈りや水路の清掃などの維持管理を行ってきましたが、農業従事者の減少や高齢化などにより、農道・水路の維持管理も困難になってきています。農道や水路は、農業だけでなく、地域住民にとっても大切な施設であることから、地域全体として維持管理することで、農地の持つ多面的な機能を十分発揮させることが大変重要であると考えます。

よって、これからも永続的に集落営農に係る取組を図るため、市に対して次のことを要望します。

- (1) 中山間直接支払制度に準じた市独自の制度を構築すること。
- (2) 農業用施設等の整備、補修について、年度ごとに予算の計上を行い、積極的かつ計画的に行うこと。

以上でございます。

	この提案書ですけれど、来月 10 月 18 日に市長並びに議長に提案書を提出したいと考えております。 以上で、議案第 43 号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	この案件について、以前から皆さんからのご意見、ご要望でまとめたものでございますし、前回も会議をしております。この件につきまして、皆さんからのご意見等があればお願いいたします。
4 番委員	先日、J A の理事会があつて、その後に J A 広島県 5 年計画と、それからこの 10 月 27 日に J A の全国大会の中に小冊子にやはり全国的に有害鳥獣対策をとということで J A も協力しようという話になっております。この間、専務理事といろいろ話をして、農済も予算がないので、一応予算を措置をしてお願いしますということで、廿日市市も一緒に協議をして、どの地区も有害鳥獣で被害が出ているので協力をお願いしますと話しました。それはぜひ予算措置をしてやりたいということなので、農業委員会事務局としても J A 佐伯中央農協に相談いただいて、向こうも予算措置をして協力しようということなので、よりたくさんの予算で捕獲おりとか、サルの問題、捕獲おりもあるのですが、イノシシとか、サルもイノシシも非常に賢くなり、なかなかおりに入りませんので、ほかの捕獲する方法などで予算措置が取れたらと思います。ぜひ J A 佐伯中央と相談してよろしくお願いいたしますと思ひまして、お願いいたします。
事務局	ありがとうございます。我々も J A と情報共有しながら、予算措置、と有害鳥獣の削減に努めていくようにしたいと考えております。ありがとうございます。
議長	ほかにございませんか。 どうぞ。
6 番委員	すみません、一、二点、確認をさせていただきたいと思うのですが、すけれども、まず、1 番の担い手の育成・確保ということの項目の中で、1 番の本文の一番下の 2 行に、地域農業の担い手の育成・確保を図り、遊休農地の発生防止云々ということが挙げられております。ここの確保に係る部分が、具体的には (1) から (6) の中で少し読み取りにくいのですが、担い手の予備軍としての新規の就農者、この掘り起こしに関しての対策、ここらを (1) から (6) の間でどのように読み取れば、あるいは、確保・掘り起こしに関することについては、今回はないということなのか、それが 1 点。もう 1 点は、(6) の新たな受託機関の創設ということでございますけれども、これは耕作の受託という意味で理解し

	てよろしいですか。
事務局	そうですね、担い手の育成・確保ということで（１）から（６）のどれかということなのですが、見る限り該当がないようなので、具体的な確保についての取組について、１つ加えたいと思います。
６番委員	まず、今回、私は市野地区に全精力を費やしたというか、その中で、新たな人を見つけるというのが非常に難しいのです。中間管理機構に預けるという構想も少し頭の中ではあったのですが、それでも、それでは事務的にワンクッション置くということになって、安心感はあるかと思うのですが、あんまりメリットを感じなかったということがございます。できるならば、個人で少しでも携わっていただける方、これを掘り起こしていくというアナウンスなり、具体的な動きを取れる状況、何かそういう方策が必要ではないかと思います。あと（６）については。
事務局	はい、耕作の受託と思っていただいていいと思います。 すみません、耕作も含めて、地域の草刈り等も併せた受託。
６番委員	いわゆる作業委託をできる方を。
議長	これは私が提案したのですが、皆さんの今の現状に色々問題があり、耕作放棄地はだんだん増えるし、また、ここにもありますように、お亡くなりになって相続した人がこの地域におられないとか、そういうことの意見があります。農地が２反か４反農地がある中で、誰が今度帰って管理していくのか、あの隣に作っているあなたとあなた、大変草が生えて耕作放棄地になってきたら困るからというようなこともあり、今、シルバー人材センターとか森林組合がその草刈りを、本来は土木業者が受けて、森林組合が道路の側の草刈りをしておりますが、もうそれも昔は逆だったのが、今はまた道路側から道路協会が、行っていることでしょう。 本来、山の草刈りとか田んぼなどは森林組合の労務班でできるのですが、これもいろいろ単価の問題、またシルバーについても、しんどいことはしない、厳しいことをしないということで受けていただけない。それで、私も３件ばかり今回手伝ったのですが、ボランティア・アルバイトで、森林組合へ出ている職員とか、労務班の休みの日に組織でない分をお願いして７割か６割ぐらいでやってもらうようお願いしているのですが、そういう機関に類する、シルバーに代わるようなのを、もう少し市からシルバーへお金を出して農地が空いているものは進んで耕作しようということも、活用していかなければいけないのかな思ったり、また別の機関でできればいいなと思ったりしています。そういう事をこの新たな受託機関を想定して進めて貰えないだろうか、助成金を出して貰えないだろうかということでございます。

4 番委員	以上、長い、取りまとめのないことを言いましたが、そういう形で今のこの農地の確保と担い手を探す知恵を皆さんと一緒に考えていかなくتهはいけないので、そのためにこのいろんな担い手の育成・確保と遊休農地の発生防止という、最初に大きな題目でお願いしていこうかなということですし、これは皆さんからの要望をまとめたものでもあるということです。 すみません、現在、耕作者が高齢者ばかりで、長時間草刈りが大変なので、シルバー人材センターに頼んだのですが、人員の確保が出来ないということで断られたのですが、一つ提案です。何年か前に市の土木維持課で、うちの2反あるところへ佐伯森林組合の方が来て刈ってくれたのですが、非常に専門で上手なので、一応農業委員会として河野さんの地元でもありますし、森林組合のほうでこのぐらいまでなら年間お願いできるという話をしてもらったら助かるのですが。シルバーも、先日行ってみましたら、もう高齢者ばかりなのですよ。それで、森林組合もどういふ方がおられるのか分かりませんが、道路の草刈りなどは、建設会社とか佐伯森林組合もされているのですが、私が見るところによると、さすが佐伯森林組合で専門だなあと思いました。チェーンソーや草刈り機もいいのを持ってもらえるので、廿日市市内全部というと難しいですが、年間でこのぐらいなら請け負ってもいいよという事があつたら、農家の人から頼まれたときに、1反当たり1万円支払うのか2万円支払うのか分かりませんが、そういう窓口をぜひつくっていただきたいと思います。河野会長、よろしくお願いします。 議長 今の話しについてですが、先週の土曜日に作業してもらえる組織に頼んで刈っていただいたのですが、作業をしてもらいました。労務班もよく作業してくれる人がいるのですが、その位かかりますね。皆、人を雇用していますし、一人の人を連れているということで、いろいろかかるし、とにかく単価の問題なのですね。それを、市のほうで予算を確保のためにいくらか出して頂けるのか。農業委員会を通じて地域を通じてあれば把握できるわけで、管理をする予算がいくらかかり、足りない分を市が、それに対する補助を出していただければ、森林組合は採算が取れば、作業はしてもらえますでしょう。 6 番委員 すみません。草刈りの話しが出たので、もし市のほうでヒントになればということでお話を申し上げますけれども、草刈りのボランティアが結構いい動きをしてくれました。というのは、河野会長ご存じなのですが、浅原の未来を創る会「あさみら」という会で、小学校の近くに耕作放棄をした土地があると。これが今、芋畑とコスモス畑になっていますけれども、ここはすごくもう手がつけられないくらいの放棄地になっていまして、そこをどうしようかといった時に広島市に草刈りのボランティアのチ
--------------	--

	ームが来てくださって、来られた方は殆どプロでした。多分、全員が自前で草刈り機いいのを持ってきて、燃料も向こう持ち、きれいになることがうれしい、地域とのつながりができる、それが楽しくてやっていますと話される方々ばかりで構成されていましたけれども、報酬につきましてはありません。やるのが楽しい、きれいになった後を見るのがいいということです。ただ、何もお礼なしではいけないからお土産だけぐらいは貰ってもらおうという事で、地域で採れた野菜とか我が家のものも少し提供したり、そういうことで作業をしていただきました。廿日市にもそういうボランティアでという募集をすれば、ボランティアの関係でできる人、おられるのではないかと思いますので、一つのヒントとして何かの取組につながればと思います。 以上です。
事務局	貴重な意見、ありがとうございます。私のほうもそういったこと、ボランティアについての研究、調査等も行っていきたいと思います。 古川委員、すみません。多分、この広島市草刈りのボランティアにつきましては、二宮が絡んでいる部分だと思いますので、広島市のほうから草刈りのボランティアを数名、引っ張ってきていたんだと思います。ちょっとその部分、そのときいた職員に確認をいたしまして、一体どういった組織でどのような動きでどうなっているのかということ、少し詳細に確認をしてみたいと思います。
6 番委員	廿日市の中でもそういうグループが把握できれば。
事務局	そうですね。
1 1 番委員	次は、有害鳥獣に関する事なのですからけれども、毎年、毎年、箱わなの増量をお願いしているのですね。それで、今年はなぜか今一番被害が多いときなのですからけれども、どうするのでしょうかね。例えば佐伯地区に何台配置してくれてたのですかね。そういう発表というものがありませんか、今のところ。去年、市長とかの懇談会で猟期の延長を県にお願いしてもらいたいということを発表しましたよね。その後の話しがどのようなになったのかが分からないので、また聞いてみてください。
事務局	そうですね、春先には農林水産課長から報告があったとは思いますが、具体的に何台増量したかという具体的なものはなかったかもしれないので、また、農林水産課長にも説明なり、私たちが聞いて報告なりさせていただこうと思います。
1 1 番委員	それと、ジビエは今、廿日市でまだ早期に協議することというぐらいいななんですけど、中国新聞の 9 月 5 日に、東広島市ではジビエ

	の仕入れを容認店に試作のための肉を3キロ無償で提供する、あるいは新メニューを実際に出すことになれば、30キロ分の購入肉の半分を補助すると、これ東広島市のこういう協力体制をもう既にしているのですよね。廿日市、遅いのではないですかね、そう思いますよ。ジビエのことについて、どこまで今進んでいるのですかね。
事務局	そうですね、平成3年度にそのジビエの協議に関する予算100万円ついてたかと思うのですが、その後の状況につきましては、コロナの関係でなかなか集めれていないということございまして、初めの段階でまだ多分話がそこまで進んでいないのではないかと思います。多分これからだと思いますけれども、ちょっとそこら辺につきましては、ちょっと早めにまた協議等行うようにということで、お話はさせていただきたいと思います。
議長	あくまでもうちは要望して、事業実施は主管課、農林水産課等々ですから、いいアイデアを出して、うちが市長や議長へ要望していくということです。それを来年度予算の中へ預けて事業実施をしてもらうというこの施策の提案書ということでございますので、我々は強力に今等の意見を後日、市長、去年新しくなられた市長と、市長、議長との懇談会もさせてもらうということですから、その分の確認をしながら、主管課にも強力に要請して事業計画の中へ上げてもらうようなことを今回も提言をしていきたいとこのように考えます。
事務局	その施策につきましては、今まで中山委員、古川委員、河井委員さんからもございましたように、意見を反映させたものを改めまして、作成はさせていただきたいと思います。 その作成しました提案書につきましては、10月18日、突然また持って行って提案してもいけませんので、委員さんの皆様に一旦また送らせてもらって、内容を確認していただければと思います。 その内容につきまして、訂正があったり、追加があったりすればまた言っていただければ直していきたいと思います。 10月18日が一応提案書を渡す期限になりますので、今月の20日、早めには渡しますので、それから意見をいただければ対応したいと思います。
4番委員	これは訂正、そんなに思っていないのですけれど、将来にかけての農業・農村施策ということで、さっきの草刈り等はもう難しいと思うので、ただ、意見として述べただけだから、よろしくお願いします。
議長	それでは、この廿日市市の農業・農村に対する提案書については、大まかといいますか、若干今、局長が言いましたように、皆

	さんの今のご意見をもう少し加えて、また見ていただいてからということで、提出したいと思います。 そういうことで、議案第４３号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、１０月１８日に私と沖村職務代理者で市長、議長へ提案することにご異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	それでは、そういう形で取り組ませていきます。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第４４号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４４号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について説明させていただきます。 議案書は１４ページですが、事前に配付しております議案第４４号資料①をご覧ください。 今回、県のガイドラインの改正に伴いまして、県の審査基準に準じて、審査基準を改正するため、今回審議していただくものです。この審査基準につきましては、行政手続法につきまして、基準を設けなければならないと定められております。 主な改正内容を説明いたします。 １の主な改正点の中の区分１、２アール未満の農地を農業用施設に転用する場合、農地法第４条第１項の許可が不要となるという注釈文の追記で、これはございます。 ２番、３、４の審査基準につきましては、文言の修正、並びに追加などになっております。 ６、７、８の様式につきましては、様式の変更でございまして、６の各種国通知改正に伴い、各様式の押印欄の削除及び自書・自署を廃止するというものとなっております。 飛びまして、めくっていただいて３、市町意見等をご覧ください。 こちらにつきましては、農地法関係事務処理ガイドラインの改正に伴いまして、各市町の農業委員会に対して意見を求められていましたので、意見と検討結果等の内容です。 ちなみに廿日市市の農業委員会からも番号の１９番、最後の１９番と２０番について意見をしております。その他、ほかの市町の意見でございます。 改正内容につきましては以上です。 議案第４４号 農地法等に基づく処分に係る審査基準（案）について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明したことににつきまして、皆さんからの

	ご意見、ご質問等はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４４号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４４号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１５ページ、位置図は９ページ・１０ページになります。 今月の報告は、令和３年７月１３日から令和３年８月１０日までの間に受理した２件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告を終わります。 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１６ページから１８ページ、位置図は１１ページから

	16 ページになります。 今月の報告は、令和3年7月13日から令和3年8月10日までの間に受理した8件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。
議長	以上で、議事を終わります。 次回、第10回農業委員会総会は10月4日月曜日、山崎本社みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）1階多目的ホールで開催する予定にしております。よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

（閉会 午前11時20分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月4日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（3番委員）

廿日市市農業委員会委員（4番委員）
